

「NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会」
最終報告書(案)の概要

平成20年4月9日

2011年以降のNHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する検討

項 目

ポ イ ン ト

第1章 NHKの 衛星放送の 現状	○見直しの背景 (P5-P8)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHKの衛星放送は、当初の2チャンネルが、2000年のBSデジタル放送開始時におけるハイビジョン放送の取扱いの関係から3チャンネルに拡大。 ・ 「NHKの保有メディアが過剰とならない」ようにするという方針に基づき、BSアナログ放送終了後は、2を超えないことを前提に全体を見直すこととされていたもの。 ・ 平成18年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において、「難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う。」こととされたもの。
	○NHKの衛星 放送に対する評 価(P8-P12)	<ul style="list-style-type: none"> ・ よく見る衛星放送チャンネルは、NHKのBS1とBS2が圧倒的。 ・ 945円の衛星付加受信料については「高い」、「やや高い」と感じている者が半数弱。 ・ NHKの衛星放送チャンネル数が削減された場合には、「視聴を継続」、「視聴をやめる」、「分からない」がほぼ同数。
第2章 NHKの 衛星放送の 保有チャ ンネル数の再 編成の類型 と検討の視 点	○再編成の類型 (P13-P14)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHKの衛星放送チャンネルの再編成の類型については、2を超えない範囲で再編成後のチャンネル数をいくつとするのか、難視聴対策をどのように行うかといった観点から整理すると5類型。
	○検討の視点1 公共放送にお ける衛星放送 の位置付け (P15-P17)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHKの衛星放送は、開始当初より、衛星放送の普及という役割を担っていたことから、地上放送の難視聴対策番組に加えて、地上放送では放送されていない独自の番組も放送しており、諸外国の公共放送と相違。 ・ 他のメディアとの関係については、現時点で、衛星放送の果たしている役割について、インターネットを含めた有線IP網を活用した他のメディアによって、完全に代替することは困難。 ・ ただし、その関係は相対的なものであり、将来的には、技術の進展等の環境の変化が生じれば、公共放送における衛星放送の位置付けが変化していく可能性もあると考えられる。

2011年以降のNHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する検討

項 目	ポ イ ン ト
<p>○検討の視点2 地上放送に係る 難視聴対策の在 り方(P18-P22)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「衛星によるセーフティネット」の対象にアナログ難視聴世帯も加えるのであれば、衛星放送用周波数の有効活用を図る観点から、その実施期間中は、現在BS2により行っている難視聴対策については、廃止することが適当であると考えられる。 ・ 仮に難視聴対策を「衛星によるセーフティネット」で措置することとし、それとは別に2チャンネルとした場合であっても、チャンネル数については、難視聴対策以外の部分については2.4chから2chに減少するものであり、実質的にNHKの保有チャンネル数を拡大することにあたらないと考えられる。 ・ 「衛星によるセーフティネット」終了後の難視聴対策については、技術の進展や難視聴対策を必要とする世帯数・分布状況等を踏まえて、将来の適切な時期にあらかじめ検討することが合理的。
<p>○検討の視点3 NHKの衛星放 送の目的及び役 割(P22-P25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の「衛星放送の普及」、「難視聴解消」、「ハイビジョン放送の普及」のうち、「ハイビジョン放送の普及」については2011年以降独立した目的として掲げる必要はない。「衛星放送の普及」については、更に慎重な検討を行うことが適当、「難視聴解消」については2011年以降に行う難視聴対策の在り方との関係も踏まえ検討。 ・ 「通信・放送の融合の開拓・先導」、「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」といったNHKが提示した新たな2つの役割については、新しい方向性を打ち出したという点で評価できるが、具体化により国民視聴者の理解を深めることが求められる。 ・ その他、新たな放送技術の実用化の先導を行うことも考えられる。
<p>○検討の視点4 標準画質(SD) からハイビジョ ン画質(HD)へ の移行(P25-P28)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年以降、BS衛星放送用周波数の有限性は残るものの、稀少性は大幅に緩和される見込みであり、HD化によるコスト増も大きなものではなく、NHKのみSD画質を継続する合理的な理由はない。

2011年以降のNHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する検討

項 目

ポ イ ント

○検討の視点5
国民視聴者の経
済的負担
(P29-P36)

- ・ NHKのシミュレーションを前提とすれば、1チャンネル削減については、衛星付加受信料の引下げ可能額は、国民視聴者がメリットを実感できるレベルのものではなく、2チャンネル削減については、視聴可能な番組数が大幅に減少するといったデメリットの方が大きく、適切な選択肢ではないとの見方が大勢。
- ・ NHKにおいて、より現実的・具体的な番組編成に基づいて、あらためて精緻なコスト削減シミュレーションを行い、衛星付加受信料の引下げ可能額とあわせて国民視聴者に提示することが求められる。
- ・ 新たな衛星付加受信料体系等の検討が必要。

○検討の視点6
民間衛星放送事
業者との関係
(P36-P39)

- ・ 2011年以降、BSデジタル放送に使用可能な周波数が大幅に拡大するため、NHKの衛星放送チャンネル数を2としたとしても、民間放送事業者の参入機会を著しく損なうものとは言いえない。
- ・ 競争関係についても、NHKはBS衛星放送全体を牽引してきた実績があり、そのチャンネル数を大幅に削減することは市場全体を縮小させるリスクもある。

○検討の視点7
コンテンツ制作
分野との関係
(P39-P42)

- ・ NHKの衛星放送チャンネルは、若手制作者の積極的な登用等、これまでも放送番組制作事業者を活性化させる取組みを行ってきた。
- ・ チャンネルそのものを「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」と位置付け、一層の門戸開放を推進する方向性が示されたことは評価。他の民間放送事業者の牽引役を果たすことが求められる。
- ・ NHKの衛星放送チャンネルがこのような機能を果たすことが可能な形での再編成が適当。

2011年以降のNHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する検討

項 目	ポイント
	<p>○NHKの提案 (P43)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 難視聴対策以外の番組で構成されるハイビジョン放送2チャンネルに再編。 ・ 難視聴対策は、当面、「衛星によるセーフティネット」で措置することとし、その間は、現在、BS2で行っている難視聴対策は行わない。 ・ 新衛星第1チャンネルは、「報道分野に重点を置く総合放送」、新衛星第2チャンネルは、「教養・娯楽分野に重点を置く総合放送」。 ・ 新衛星第1チャンネルについては、「通信と放送の融合を開拓・先導」、新衛星第2チャンネルについては、「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」の役割。
<p>第3章 2011年以降のNHKの衛星放送チャンネルの在り方</p>	<p>○NHKの提案に対する評価 (P43-P45)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる検証が必要であるが、ただちに合理性を欠くものではない。 ・ ただし、2チャンネルにすることについて、無条件に認められるものではなく、これが国民視聴者全体の利益になるものであることをNHK自身が説得力のある説明を行うことが必要。その際、供給サイドの観点からの「良質な番組の提供」といった抽象的なものではなく、需要サイドの国民視聴者が具体的にどのようなメリットを享受できるのかを明確に示すことが求められる。 ・ 「受益と負担」の関係を明確にするため、例えば、娯楽分野に重点を置く放送などについては、より付加性の強いものであるとして、現在の受信料体系から切り離して、スクランブル放送による有料放送化の検討を行うことも考えられる。 ・ NHKが衛星放送により果たす公共放送としての役割・責務が十分なものではない、あるいは他の手段で、より効率的に果たすことが可能となった場合には、あらためてその保有チャンネル数について見直すことが適当。
	<p>○今後の進め方 (P46)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NHKにおいては本年秋に策定を予定している「中長期計画」において必要な波の数、チャンネルプランについて明確な方針を示すこととされおり、衛星放送のチャンネル数についても、研究会の基本的な考え方を踏まえて、NHK自身が提案した再編成案について、より一層の具体化を行うことを期待。 ・ 総務省においては、2011年以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務認定に関する制度整備案を策定するにあたり、具体化されたNHKの方針や研究会の考え方を踏まえて、透明性の高い手続の中で広く国民視聴者の意見が反映される形で作業を進めることが期待。